

- 0、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 1、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 2、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 3、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 4、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 5、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 6、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 7、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 8、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 9、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する
- 10、労働者の遺族生活費の為に遺財を承継する

財団法人労働者福利会出張所

財団法人労働者福利会出張所

- 7、職労役扶助規則に依る扶助は公平に取扱ふ
 - 8、舊住宅最寄の箇所を浴場を設置す
 - 9、賃金は状袋に封入し内容記入の上支拂ふ
 - 10、争議関係者中より三名を解雇す其の人选は職業所に一任し通告後十日以内に退去するものとす
- 覽書とせざる事項
- 1、争議費用參百圓支給
 - 2、争議中缺勤に因る賞與資格喪失に伴ふ代給金百圓
 - 3、解雇者に對する法定外の餞別貳百圓
- 二項は争議團員の總意により犠牲者三名の餞別として贈呈す